

平成十三年法務省令第四号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第

十条第三項及び第十二条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、少年院及び少年鑑別所組織規程の全部を改正するため、少年院及び少年鑑別所組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

少年院及び少年鑑別所組織規程(昭和二十四年法務府令第五号)の全部を次のように改正する。
(少年院の名称及び位置)

第一条 少少年院の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(院長及び次長)

第二条 少少年院に、院長及び次長一人を置く。

3 院長は、少年院の事務を掌理する。

3 次長は、院長を助け、少年院の事務を整理し、院長に事故のあるとき、又は院長が欠けたときは、その職務を代理する。

(少年院に置く部)

第三条 東日本少年矯正医療・教育センターに、医療部を置く。

(少年院の医療部の所掌事務)

第四条 医療部は、保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

(少年院に置く課等)

第五条 少少年院(東日本少年矯正医療・教育センターを除く。)に、次の二課を置く。

庶務課

2 医務課

2 東日本少年矯正医療・教育センターに、医療部に置くもののほか、庶務課を置く。

3 医療部に、次の二課を置く。

4 医療課

4 前二項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人(北海少年院、東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人)を置く。

(少年院の庶務課の所掌事務)

第六条 少少年院の庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

二 人事に関する事。

三 経理に関する事。

四 統計に関する事。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

二 人事に関する事。

三 経理に関する事。

四 統計に関する事。

五 給養に関する事。

六 領置に関する事。

七 少少年院視察委員会の庶務に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、少少年院の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

九 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十一条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十二条 少少年院の保健課は、前条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の保健課の所掌事務)

第十三条 少少年院の保健課は、第七条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の保健課の所掌事務)

第十四条 少少年院に、首席専門官一人を置く。

(分院の首席専門官)

第十五条 分院に、首席専門官一人を置く。

(分院の統括専門官)

第十六条 分院の首席専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の統括専門官)

第十七条 分院の統括専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の統括専門官)

第十八条 分院の統括専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の統括専門官)

第十九条 分院の統括専門官は、第十条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の統括専門官)

第二十条 分院の統括専門官は、次に掲げる事務(第二十一条第一項に掲げる少年鑑別所に置かれる首席専門官にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事務)をつかさどる。

一 鑑別に関する事。

二 観護処遇に関する事。

三 保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事。

四 非行及び犯罪の防止に関する援助に関する事。

五 保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事。

六 領置に関する事。

五 給養に関する事。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第六条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第七条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第八条 少少年院の医療課は、前条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第九条 少少年院の医療課は、第七条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十条 少少年院の医療課は、第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十二条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十三条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

第十四条 少少年院の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(少少年院の医療課の所掌事務)

年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官一人を置く。	官一人为定める。	第一号 第二号及び第四号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。
地域非行防止調整官は、命を受けて、第二十条第一号 第二号及び第四号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。	(鑑別調査官)	
第二十三条 さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。	第二十四条 少年鑑別所は、命を受けて、第二十条第一号に掲げる事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。	(分所の名称及び位置)
第二十五条 分所に、分所長を置く。	第二十六条 小倉少年鑑別支所に、庶務課及び医務課並びに首席専門官一人を置く。	(分所に置く課等)
第二十七条 少年鑑別所の分所の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。	第二十八条 小倉少年鑑別支所の医務課は、第二十条第三号から第六号までに掲げる事務のほか、少年鑑別所の分所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。	(分所長)
第二十九条 少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十二人以内を置く。	第三十条 小倉少年鑑別支所の首席専門官は、第二十条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。	(少年鑑別所の統括専門官)
第三十一条 少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十二人以内を置く。	第三十二条 小倉少年鑑別支所の首席専門官は、第二十条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。	(少年鑑別所の統括専門官)
第三十三条 少年鑑別所及びその分所の統括専門官の配置は、法務大臣が定める。	第三十四条 少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所に置かれる統括専門官にあつては、第二十条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務のうち、所長の指定する分担に係る事務を統括す。	(稚則)
第三十五条 この省令に定めるもののほか、少年院又は少年鑑別所に関し必要な事項は、院長又は所長が定める。	第三十六条 この省令は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。	

附 則 (平成二十六年三月二八日法務省令第一号) (施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二七年四月一〇日法務省令第一九号) (本部令の効力)	この本部令は、その施行の日に、少年院及び少年鑑別所組織規則(平成十三年法務省令第四号)となるものとする。
附 則 (平成二七年六月一日法務省令第三五号) (施行日)	この本部令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七八年六月一日法務省令第二二号) (施行日)	この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。
附 則 (平成二八年三月三一日法務省令第九号) (施行日)	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三〇日法務省令第二〇号) (施行日)	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月二九日法務省令第二一號) (施行日)	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日法務省令第二二号) (施行日)	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日法務省令第二三号) (施行日)	この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三〇日法務省令第一六号) (施行日)	この省令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一七号) (施行日)	この省令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一八号) (施行日)	この省令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一九号) (施行日)	この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一六号) (施行日)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一七号) (施行日)	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一八号) (施行日)	この省令は、令和七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一九号) (施行日)	この省令は、令和八年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年三月三一日法務省令第一二号) (施行日)	この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三一日法務省令第一三号) (施行日)	この省令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和四年三月三〇日法務省令第一六号) (施行日)	この省令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則 (令和五年三月三〇日法務省令第一七号) (施行日)	この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）	名称	位置
北海少年院	盛岡少年院	千歳市
東北少年院	仙台市	牛久市
茨城農芸学院	茨城県東茨城郡茨城町	茨城県北群馬郡榛名女子学園
水府学院	喜連川少年院	さくら市
赤城少年院	前橋市	
八街少年院	東村	
多摩少年院	八街市	
東日本少年矯正医療・教育センター	東京都	
愛光女子学園	東京都	
久里浜少年院	横須賀市	
新潟少年学院	長岡市	
有明高原寮	安曇野市	
瀬戸少年院	瀬戸市	
駿府学園	静岡市	
湖南学院	金沢市	
瀬戸少年院	豊田市	
愛知少年院	豊明市	
駿府学園	伊勢市	
瀬戸少年院	宇治市	
京都医療少年院	宇治市	
京都医療少年院	茨木市	
浪速少年院	茨木市	
和泉学園	交野市	
加古川学園	加古川市	
奈良少年院	奈良市	
岡山少年院	岡山市	
岡山少年院	東広島市	
丸亀少女の家	丸亀市	
筑紫少女苑	福岡市	
四国少年院	善通寺市	
福岡少年院	福岡市	
人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町	
中津少年学院	中津市	

